

名寄市自治基本条例 なよろしじちきほんじょうれい について

住みよいまちづくりのためには、市民みんなが「まちづくりの主体は市民である」という意識を持ち、市民・議会・市長等（行政）がともに連携・協力することが大切です。

まちづくりを進めたり、地域の課題を解決していくには、基本的な考え方やしくみを定めた「共通のルール」が必要となります。そのことを条例で定めたものが「**名寄市自治基本条例**」です。



自治基本条例って？

「市民が主体」のまちづくりを実現するための考え方を定めたものだよ。

条例では、まちづくりの考え方や市民・議会・市長等（行政）の役割、市民参加と情報共有や市政運営など、みんなと一緒にまちづくりを進めるためのルールが定められているよ。



自治 基本 条例

自分たちのまちは
自分たちが責任を
持って決める

おおもととなる
大切なこと

そこで暮らす人々が
守らなければ
ならないルール



私たち市民が、
「**まちづくりの主役**」
なのね。

よりよいまち、
暮らしやすいまちを
みんなで作っていくための
基本ルールなんだね。



条例にはなにが書いてあるの？

まちづくりを進めるうえで、最も大事にしなければならない「ルール」とか、まちづくりに参加するための「しくみ」などが書かれているよ。



前文

まちの目指す姿や
理念など

総則

まちづくりの目的や
言葉の説明など

まちづくりの 基本原則

まちづくりのための
重要なルール

市民、議会、 市長等(行政)の 役割等について

市民の権利や責任の
ほか、議会や市の
役割など

行政運営の 基本

市がまちづくりを
行うためのルール

基本原則による まちづくりの推進

まちづくりの
基本原則をもっと
くわしく



条例にはまちづくりに関するいろいろなルールが書かれているよ。
「まちづくりの基本原則」と「市民、議会、市長等(行政)について」は、5～8ページで説明するね。

条例を読んでみましょう (全文は9～10ページにあります)

(市民参加)

第5条 まちづくりは、市民の参加によって行われるものとする。

2 市は、市政に関する企画立案、実施及び評価の各段階において、市民参加を保障しなければならない。

3 市民参加においては、すべての市民は、性別、国籍、年齢、心身の状況、社会的経済的環境等の違いにかかわらず、平等な権利を有するものとする。

